

平成 19 年 1 月 9 日
住 宅 金 融 公 庫

振替債移行対象銘柄の債券要項における取扱いについて

住宅金融公庫が発行する以下の債券については、平成 19 年 1 月の利払日以降、社債等振替に関する法律の適用を受けることを予定しており、振替債移行対象銘柄の債券要項における取扱いを、以下の通りとする。

なお、本件に関しての信託契約における変更については、平成 19 年 1 月 9 日付け官報及び日本経済新聞において公告を行っている。

1 対象となる債券

- ・ 貸付債券担保住宅金融公庫債券第 1 回～第 41 回
- ・ 貸付債券担保 S 種住宅金融公庫債券第 1 回～第 5 回

2 債券要項における取扱い

振替債移行対象銘柄を振替債として保有する者に係る第 13 項及び第 15 項の取扱いは、別紙の通り当初より社債等振替に関する法律に基づき振替債として発行された銘柄と同様に取り扱われることとする。

3 適用期日

平成 19 年 1 月 10 日

以 上

13. 受益権行使事由の発生による償還

- (1) 次項に定める受益権行使事由の発生に関し、その発生又はその発生が確実である旨が第2号に規定されるように、公庫から事務受託会社及び信託管理人に対して通知された後、信託管理人により受託者に対して本件受益権を行使する旨が書面により通知された場合(信託管理人は、当該通知において、公庫から信託管理人への通知日、受益権行使事由が発生した又は発生が確実と判断される旨及び第3号に定める公庫債消滅日又はその予定日(なお、通知後に変更が生じた場合、信託管理人は受託者に対しその旨速やかに通知するものとする。))を特定して記載することを要するものとされ、また、次項第1号から第3号までに定める受益権行使事由の発生が確実である旨が公庫により通知された場合にあつては受益権行使事由が発生する日までに、また、次項第4号に定める受益権行使事由の場合にあつては公庫より上記の通知を受領した当日に、通知することを要するものとされている。)、当該通知により、第3号に定める公庫債消滅日以降、本公庫債の債権者が、本件信託契約に基づく本件受益権を確定的に取得し、本公庫債はその元利金全額(前項第1号但書及び第4号但書に記載する金額を含み、これに限らない。)が支払われたものとして当然に消滅し、本公庫債の債券が発行されている場合は、これは無効となり、以後何らの権利も表章しないものとする。ただし、受益権行使事由が発生したことにより上記に従って本公庫債が消滅する場合、第3号に定める公庫債消滅日(次項第4号に規定する受益権行使事由が発生した場合にあつては、届出期間中)において本公庫債を現物債で保有していた若しくは保有する者、又は、第3号に定める公庫債消滅日の到来直前(次項第4号に規定する受益権行使事由が発生した場合にあつては、届出期間中)において本公庫債を振替債で保有する者(以下あわせて「届出権利者」という。)が本件受益権を確定的に取得し、これを行使するためには、本件信託契約に定められ、本要項第15項にその概要を記載する受益者の確定手続(以下「受益者確定手続」という。)に従い事務受託会社を経由して信託管理人に届出を行うことを要するものとされている。本件受益権に係る受益者として確定した者は、本件信託契約に従って信託財産より投資額(以下に定義する。)の限度における信託元本の交付及び配当の交付を受けることができるものとされている。本要項において「投資額」とは、本件信託契約において、受益権行使事由の発生による本公庫債消滅の効力が発生した後において、本件受益権に係る予定収益配当額の計算の基礎とし、かつ本件受益権に対する元本償還の上限を画するために計算される額をいうものと定義され、また、当初の投資額は、受益権行使事由の発生による本公庫債消滅の効力が発生する直前の時点において届出権利者が保有していた本公庫債の未償還残高(第3号に定める公庫債消滅日以前に履行期の到来している本公庫債の未償還元金を含む。)とし、その後本件信託契約に従った本件受益権の元本償還がなされた場合はそれに応じて投資額も減少するものとされている。
- (2) 本件信託契約において、公庫は、受益権行使事由が発生した場合又は受益権行使事由の発生が確実であると公庫が判断する場合、直ちに事務受託会社及び信託管理人にその事実及びかかる事由が発生した日又は発生することが確実と判断される日を書面により通知するものとされている(公庫はかかる通知の写しを受託者に対しても同時に送付するものとされている。)。また、受益権行使事由が発生した又はその発生が確

実であるにもかかわらず、公庫が事務受託会社及び信託管理人に対してその旨を通知しない場合において、信託管理人は、受益権行使事由が発生したと信ずるに足りる合理的理由が存在すると判断した場合においては、公庫に対してかかる通知を遅滞なく行うよう催告するものとされている。さらに、本件信託契約上、公庫が受益権行使事由の発生が確実であると判断し、上記のとおり書面により通知した場合には、公庫は、受益権行使事由が発生した日に、事務受託会社及び信託管理人に対して当該発生の実態を記載した書面を交付するものとされている（公庫はかかる通知の写しを受託者に対しても同時に送付するものとされている。）。

(3) 第 1 号に規定する信託管理人による本件受益権の行使に基づく本公庫債の消滅は、以下の期日（以下「公庫債消滅日」という。）にその効力が発生するものとする。

① 次項第 1 号から第 3 号までに規定する事由による場合

受益権行使事由の発生日

② 次項第 4 号に規定する事由による場合

次号に定める届出期間の満了日の翌日

(4) 本件信託契約においては、信託管理人が本件受益権を行使する旨を書面により受託者に対して通知した場合、事務受託会社及び信託管理人は、速やかに（次項第 1 号から第 3 号までに規定する事由が発生した場合は可能な限り受益権行使事由発生日に、次項第 4 号に規定する事由が発生した場合には可能な限り上記通知後 1 週間以内に）本要項第 19 項に従った公告により、本公庫債の債権者に対し、受益権行使事由発生の実態、公庫債消滅日及び受益者確定手続のため最初の公告掲載の日の翌日から 3 週間が経過する日までの期間（以下「届出期間」という。）内に本件信託契約に従って本公庫債又は本件受益権に係る自己の権利を届け出を要する旨を速やかに通知するものとされている。なお、公告に要する費用については公庫の負担とするが、公庫が支払わない場合には本件信託契約の信託財産の負担とされている（ただし、本件受益権の受益者には負担させない。）。

(5) 本件信託契約上、受託者は、受益権行使事由の発生の上知及び公庫債消滅日の到来に関しては、第 1 号の信託管理人の本件受益権を行使する旨の書面による通知に依拠することができるものとされている。

15. 受益者の確定手続

本件信託契約上、受益権行使事由が発生した場合における受益者の確定のための手続は概略次のように定められている。

(1) 届出権利者のうち、公庫債消滅日（前項第 4 号に規定する受益権行使事由が発生した場合にあっては、届出期間中）において、本公庫債を現物債にて保有していた、又は保有する者は、事務受託会社から受領する信託管理人宛の届出書に当該本公庫債の記番号、届出年月日その他の必要事項を記載して、これに記名捺印した上、保有していた又は保有する現物債を添えて、届出期間内に事務受託会社を經由して信託管理人に提出しなければならない。

(2) 前項第 1 号から第 3 号に規定する受益権行使事由が発生した場合、届出権利者のうち公庫債消滅日の到来直前において本公庫債を振替債にて保有していた者は、事務受託会社から受領する信託管理人宛の届出書に、保有する本公庫債の金額、直近上位機関の名称、届出権利者の口座を特定するに足りる情報、届出年月日その他の必要事項を記載して、これに記名捺印した上、届出期間内に事務受託会社を經由して信託管理

人に届け出なければならない。この場合、公庫債消滅日の到来直前において当該届出権利者の直近上位機関における口座に当該届出書記載のとおり記載又は記録がなされていたことを証明する証明書を当該届出書に添えるものとする。また、前項第4号に規定する受益権行使事由が発生した場合、届出権利者のうち届出期間中において本公庫債を振替債にて保有している者は、事務受託会社から受領する信託管理人宛の届出書に、保有する本公庫債の金額、直近上位機関の名称、届出権利者の口座を特定するに足りる情報、届出年月日その他の必要事項を記載して、これに記名捺印した上、届出期間中に事務受託会社を経由して信託管理人に届け出た上で、届出期間終了後10銀行営業日以内に、公庫債消滅日の到来直前において直近上位機関における当該届出権利者の口座に当該届出書記載のとおり記載又は記録がなされていたことを証明する証明書を、事務受託会社に提出しなければならない。

- (3) 事務受託会社は、事務委託契約に従い、届出権利者から提出された届出書を取りまとめた上で、届出期間が経過した時点において(ただし、前項第4号に規定する受益権行使事由が発生した場合で、かつ、本公庫債を振替債にて保有している場合にあっては届出期間終了後10銀行営業日が経過した時点において)、一括して信託管理人に引き渡す。信託管理人は、前2号の手続により届出書の提出のあった届出権利者を本件受益権に係る受益者として、受益権台帳(本件信託契約に定義される受益権台帳をいう。)に記載の上、受益権台帳を引き渡すことにより受託者に通知する。受益権台帳に本件受益権に係る受益者として記載された届出権利者は、受益権台帳に記載された日に本件受益権に係る受益者として確定する。
- (4) 届出期間内に第1号又は第2号の届出を行わなかった届出権利者がいる場合には、信託管理人が本件受益権に関し、当該届出権利者のために受託者より元本償還金及び収益配当金等を受領し、また、保管する(ただし、信託管理人が保管するかかる金銭には付利されない。)。届出権利者は、届出期間経過後においても、第1号又は第2号に準じる手続により事務受託会社を経由して信託管理人に届出書の提出を行い、信託管理人が本件信託契約に定めるところに従ってかかる届出を真正と認め、信託管理人よりその旨の通知を受けた受託者が受益権台帳に当該届出権利者を記載した場合には、本件受益権の受益者として本件信託契約に従い信託財産より信託元本及び配当を受けることができ、また、信託管理人に対して当該届出権利者のために信託管理人が保管する金銭を引き渡すことを請求することができる。
- (5) 届出権利者が届出期間後に届出書の提出を行う場合には、第1号又は第2号に準じた手続によることを要する。届出権利者より届出期間後に事務受託会社を経由して信託管理人への届出書の提出があった場合には、信託管理人は当該届出を真正と認めた場合にはその旨を受託者に通知する。信託管理人は、本件信託契約において定めるところに従って受益者を確定する。届出期間終了後における受益権台帳への記載又は訂正その他の管理に関しては受託者が行う。
- (6) 事務受託会社、信託管理人及び受託者は、本件信託契約の規定に従い届出書及び現物債若しくは証明書を提出した者又は信託管理人が満足するその他の証拠を添えて届出書を提出した者をその他の何らの手続によることなく当然に届出権利者とみなすことができるものとし、それによって真実の届出権利者その他いかなる者に損害が生じても、一切その責任を負わない。
- (7) 届出権利者は、本件信託契約に定める受益者の確定手続により受益権台帳に受益者として記載されるまでの間、本件受益権を譲渡することはできない。